

下関市立大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和元年12月2日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和元年12月2日（月） 10:40～12:10
- 2 場 所 下関市立大学
下関市大学町二丁目1番1号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所長
- 4 対象者 下関市立大学 経済学部学生
- 5 内 容 公正取引委員会の活動

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和元年11月29日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 電話 082-228-1501（代表） |
| ホームページ | https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html |

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に、市場経済の仕組みと競争の重要性を理解していただくため、市場経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、身近な消費生活を題材として、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※ 授業内容は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ **費用は無料です**（講師の旅費、教材費等は全て当方が負担します）。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 自分たちの住んでいる社会の経済の仕組みが市場経済なのだということがわかった。自分が社会人になってもカルテルなどはしないようにしようと思いました。（中学生）
- 独占禁止法教室を契機として、もっと法律や経済について学びたくなった。（大学生）
- シミュレーションゲームや寸劇で分かりやすく説明していただき、生徒は独占禁止法や公正取引委員会の仕事の内容について理解を深めることができました。（先生）

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

| 年度 | 中学校 | 高校 | 大学 |
|-------|-----|-----|------|
| H28年度 | 54校 | 33校 | 109校 |
| H29年度 | 58校 | 46校 | 110校 |
| H30年度 | 61校 | 54校 | 121校 |

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 中国支所

総務課 担当：渡邊，下宮

TEL 082-228-1501（直通）